

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項及び第4項に基づき、障害者の障害の重度化、高齢化及び親亡き後に備え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を確保するために実施する地域生活支援拠点事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 地域生活支援拠点 地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の体制をいう。
- (3) 東濃圏域 多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市及び中津川市をいう。
- (4) 拠点事業 地域生活支援拠点の機能を果たすために実施する法第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第18項に規定する相談支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援その他障害者の地域生活を支援するサービス等をいう。
- (5) 拠点事業所 第6条第3項の規定により登録された事業所をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、瑞浪市とする。

(事業内容)

第4条 この事業は、次に掲げる地域生活支援拠点の機能を満たすよう、複数の拠点事業所が分担して拠点事業を実施することにより、東濃圏域を面的に支援する体制を確保するものとする。

- (1) 相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業及び特定相談支援事業とともにコーディネーターを配置し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 介護者の急病、障害者の状態変化等の緊急時の受入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(拠点事業所の要件)

第5条 拠点事業所は、次の各号のいずれかに該当する事業者が運営する事業所とし、東濃圏域を範囲として拠点事業を行う。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設
- (2) 法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業所又は基準該当施設
- (3) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (4) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (5) その他市長が適当と認める事業者

(拠点事業所の登録)

第6条 拠点事業所としての登録を受けようとする事業所は、東濃圏域地域生活支援拠点事業所登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項において、前条第1号から第4号までに該当する事業所は、地域生活支援拠点の機能を担う

旨を規定した運営規程を申請書に添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、速やかに登録の可否を審査し、登録する場合においては、東濃圏域地域生活支援拠点事業所登録決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付し、登録しない場合においては、文書でその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により決定通知書を交付したときは、東濃圏域地域生活支援拠点登録事業所一覧（様式第3号）に必要事項を記載し、拠点事業所の登録状況を市のホームページ等で広く市民に周知するとともに、東濃圏域における共有を図るものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、東濃圏域の他市が本要綱の規定と同様の手続を経て登録した拠点事業所については、本市において登録の決定をされたものとみなす。

（変更等の届出）

第7条 拠点事業所は、前条第1項の規定に基づく申請書の記載事項に変更が生じた場合は、東濃圏域地域生活支援拠点事業所変更届出書（様式第4号）により、当該変更のあった日から10日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 拠点事業所は、拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、東濃圏域地域生活支援拠点事業廃止・休止届出書（様式第5号）により、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。
- 3 拠点事業所は、前項の規定により休止を届け出た拠点事業を再開したときは、東濃圏域地域生活支援拠点事業再開届出書（様式第6号）により、当該再開の日から10日以内に市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、東濃圏域における共有を図るものとする。

（調査等）

第8条 市長は、拠点事業所に対して、拠点事業の運営状況に関する調査を実施し、又は報告を求めることができる。

（東濃圏域の連携）

第9条 市長は、この事業を円滑かつ効果的に行うため、東濃圏域の連携を密に取るよう努めるものとする。

- 2 市長は、東濃圏域の他市とともに拠点事業の実施状況を定期的に評価し、地域生活支援拠点の強化に努めるものとする。

（遵守事項）

第10条 拠点事業所は、障害者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

- 2 この事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく個人情報その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。